

2024年6月18日

意見陳述書

弁護士 薦 田 伸 夫

1. 2011年12月8日の一次提訴以来、約1年半が経過しました。
弁論終結にあたり、弁護団を代表して、意見を述べたいと思います。
2. 本年1月1日、能登半島地震が発生しました。能登半島北部沿岸の150kmの活断層が動き、陸側が隆起する逆断層型の地震で、マグニチュードは7.6、能登半島北端に位置する珠洲市が震源とされています。また、最大約4mも隆起したことが報告されています。
3. 1月22日の朝日新聞の「声」欄に、次の投稿がありました。富山県に住む65歳の短大教員の投稿です。

マグニチュード7.6の地震が元日、能登半島を襲った。報道で惨状を見るにつ

け、震源に近い石川県珠洲市に原発建設の予定があったことを思い出す。東日

本大震災では、地震と大津波が福島原発の重大事故につながった。

中部、関西、北陸の3電力が珠洲原発構想を発表したのは1976年。複数の原

子炉の建設や運営を行う計画だった。マグニチュード7.6の地震のエネルギー

は、いずれもマグニチュード7.3だった阪神・淡路大震災と熊本地震の本震よ

り数倍大きい。珠洲原発があったら安全システムは正常に働いたろうか？今

回の震源からは離れているが、能登半島西側で停止中の志賀原発でも変圧器の

トラブルなどが起きた。

珠洲原発計画は2003年に凍結されたが、珠洲市はもめにもめた。89年には反

対派が市長に面会を求め、市役所に約40日座り込んだ。93年の市長選は推進

派候補が当選したが、最高裁は選挙の管理執行が杜撰だとして96年に選挙を

無効とした。かつては原発に安全神話があったが、今となっては命懸けで反対

した人たちに感謝しなければならない。

4. 珠洲市の泉谷満寿裕^{いずみやま すひろ}市長は、1月2日、福井県の災害対策本部会議で、「市内の6000世帯のうち9割が全壊またはほぼ全壊だ」「壊滅的な被害。建っている家がほとんどない。道路が寸断されており、支援物資を届けるのが困難だ」と述べています。逆断層型の地震により、上盤効果もあって、珠洲市は壊滅的な被害を受けたのです。
仮に、この珠洲市に、珠洲原発が立地していたとしたら、珠洲原発の重大事故(シビアアクシデント)が避けられなかったであろうことは衆目の一致するところではないでしょうか。珠洲原発は、100万キロワット級の原発に換算すれば10機分の1000万kWの原発の立地を予定していました。予定通り立地していたら、日本は壊滅していたのではないのでしょうか。
5. マグニチュードが1増えると地震の規模は約32倍となり、マグニチュードが2増えると約1000倍となります。対数なので、このようになるのですが、神戸や熊本のマグニチュード7.3に対し、能登半島地震のマグニチュード7.6は5~6倍の大きな地震だったとされています。これまでに知られている最大の内陸地殻内地震は明治24年に発生したマグニチュード8.0の濃尾地震です。能登半島地震は、濃尾地震に次ぐ2番目に大きな地震とされていますが、濃尾地震は、能登半島地震の十数倍の規模の地震になると思います。
6. 伊方原発直近にある中央構造線の地震について、四国電力は480kmの連動を想定しており、また、愛媛県も四国電力も濃尾地震と同じマグニチュード8.0を想定しています。松田時彦教授によれば、中央構造線は、「濃尾地震をはるかに超える巨大地震を起こす能力を秘めています」(甲12・130頁)。
7. その中央構造線が活断層であることを明らかにした、高知大学の岡村眞教授が、右横ずれ断層であると同時に南傾斜の逆断層である危険性を指摘しているにもかかわらず、四国電力は、三次元探査も大容量のエアガン探査も行わないまま、逆断層ではないとして、逆断層の場合の危険を全く検討しておりませ

ん。

8. 珠洲原発は計画段階で凍結され、実際には建設されなかったもので、能登半島地震の際、珠洲原発は存在せず、重大事故を起こすことはありませんでした。しかし、伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近に現に立地しており、地震が発生したら、伊方原発が重大事故を起こす可能性は極めて大であり、岡村教授が指摘した逆断層型の地震であった場合、震源が伊方原発の直下に来る直下型の地震となる上、逆断層の上盤効果により、上盤に立地している伊方原発の重大事故は不可避といわなければなりません。
9. 能登半島地震の際、志賀原発は、活断層から離れていたもので、志賀原発敷地内では震度5強だったとされていますが、その程度の揺れだったにもかかわらず、志賀原発では、基準地震動を超える加速度が計測され、変圧器が油漏れを起こし、外部電源が一部喪失し、非常用発電機が故障し、燃料プールの水がスロッシングにより溢水する等の被害が発生しました。志賀原発は、福島原発と同じ沸騰水型軽水炉であり敷地内活断層が指摘されたため福島原発事故のあった2011年以降長期間運転を停止しており、停止していたから重大事故を免れることが出来たのではないかとされています。
10. これに対し、伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近で運転されています。中央構造線の地震による伊方原発の揺れは、能登半島地震による志賀原発の揺れよりも桁違いに厳しいものとなることは避けられません。その上、伊方原発の場合、震源からの距離が近いので、地震発生時に、制御棒の挿入が出来ない危険が顕著です。藤原節夫氏の意見書(甲108)によれば、地震波であるP波を検知して制御棒の挿入が完了するまでに2.5秒かかるころ、P波到達後S波が到達するまでの時間は、距離が5kmの場合は0.96秒、距離が8kmの場合は1.53秒しかなく、いずれの場合も、制御棒の挿入が完了する前に本体波であるS波が到達し、核分裂反応が継続している状態で地震動

が直撃することになります。タービン建屋の耐震性能は一般建築物と同じCクラスであり、蒸気発生器とタービンとをつなぐ二次系配管等は破損することを免れず、原子炉の冷却は出来なくなってしまうので、メルトダウン、メルトスルーは避けられません。

11. 「原発と裁判官」(甲 168)という本があり、福島原発事故以前に原発訴訟に関与した裁判官が夫々反省の弁を述べています。

本訴は、地方の小さな裁判所である松山地裁に、合計 1500 人以上の人が、1 人当たり 1 万円の費用を負担し、伊方原発の運転差止を求めた裁判です。本訴は、原告や、原告とはなっていない住民の命や生活が懸かった裁判です。事故が起きてから、裁判官が、反省して済むような裁判ではありません。

12. 司法の使命は弱者救済にあると思います。福島原発事故があり、それを教訓として原発から撤退する国がある中で、当の日本は、未だに原発推進を続けています。2011年3月11日午後7時3分、原子力災害対策特別措置法15条に基づき、福島第一原発に原子力緊急事態宣言が発令されましたが、発令されたまま、未だに解除されておられません。事故を起こした原子炉の内部がどうなっているか分からず、デブリの取り出しはもとより、事故原因の解明も全く見当のつかない状態です。汚染水の発生は続き、タンクが一杯になったと行って海に放出しています。

最終準備書面の結論部分で、被告は、「自然的立地条件を十分に把握し」と主張しています。震源断層に届くような三次元探査も大容量のエアガン探査も行っていないのに、どうして、このようなことが言えるのでしょうか。また、被告は、「放射性物質が環境中へ大量に放出される蓋然性はない」と断言しています。南傾斜の逆断層の上盤効果による危険を複数の専門家が指摘しているのに、どうしてこのようなことが言えるのでしょうか。傲岸不遜とは被告のこのような態度を指すのだと思いますが、傲岸不遜によって被告が破産する

のは自業自得であるものの、私達が道連れにされるのではたまったものではありません。

このような状況下で、原告ら住民が助けを求める先は裁判所しかありません。裁判所は、地震の発生を止めることは出来ませんが、原発の運転は止めることが出来るのです。

裁判所が本来の使命を果たし、明快な運転差止の判決をされることを信じて、私の意見陳述を終えることとします。

御清聴、どうも有り難うございました。